

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県環境影響評価実施要綱の一部改正（環境政策課）  
保安林の指定の解除予定（森林保全課）  
都市計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 公 告 二級建築士試験等の実施（建築課）

## 告 示

### 鳥取県告示第百二十八号

鳥取県環境影響評価実施要綱（平成三年十一月鳥取県告示第八百六号）の一部を次のように改正する。

平成八年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第2条第1項中「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第2条第1項」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項」に改める。

別表第1第1項内容の欄を次のように改める。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）  
第3条第1号に規定する高速自動車  
国道の新設又は改築
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105  
号）第2条第1項第1号に規定する  
道路の新設又は改築

別表第1第6項内容の欄第1号中「第12条第5項第2号」を「第15条第1項」に改め、同欄第3号中「第12条第5項第2号の」を「第15条第1項に規定する」に改め、同表第7項中「第2条第7項」を「第2条第1項第12号」に、「同表第5項」を「同項第7号」に改める。

別表第2第6項を次のように改める。

6 廃棄物処理 施設の建設	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条 第1項の規定による許可の申請並びに同法第9条の3第1項の 規定による届出 (2) 都市計画法第18条第1項又は第19条第1項（同法第21条第2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による都市計画 の決定 (3) 鳥取県景観形成条例（平成5年3月鳥取県条例第3号）第11 条第1項及び第15条第1項の規定による届出
------------------	---

別表第2第7項時期の欄第2号中「第41条第1項」を「第47条第1項」に改め、同欄に次の1号を加える。

(3) 鳥取県景観形成条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による届出

別表第2第8項時期の欄に次の1号を加える。

(6) 鳥取県景観形成条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による届出

別表第2第9項時期の欄及び同表第11項時期の欄第8号中「第7条第3項」を「第11条第3項」に改め、「申請」の次に「及び同条例第13条第1項の規定による届出」を加え、同欄に次の1号を加える。

(10) 鳥取県景観形成条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による届出

別表第2第12項時期の欄第5号中「第7条第3項」を「第11条第3項」に改め、「申請」の次に「及び同条例第13条第1項の規定による届出」を加え、同欄に次の1号を加える。

(7) 鳥取県景観形成条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による届出

別表第2第14項時期の欄第8号中「第7条第3項」を「第11条第3項」に改め、「申請」の次に「及び同条例第13条第1項の規定による届出」を加え、同欄に次の1号を加える。

(10) 鳥取県景観形成条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による届出

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

鳥取県告示第百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市櫻字谷山六三の一、六三の五、六三の六、六五の六、六五の八、六一・六四の一・六五の一・六五の二・六五の一四・六七の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、桜字谷山六六の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市櫻字宮ノ峯三七七（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・一号住吉町倉吉停車場線、三・四・八号八屋福庭線及び三・五・二号八屋円谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・一号住吉町倉吉停車場線  
変更する部分

倉吉市八屋字鯉、字石田、字大通及び字高瀬

2 三・四・八号八屋福庭線  
変更する部分

倉吉市八屋字大通

3 三・五・二号八屋円谷線  
追加する部分

倉吉市八屋字河原

変更する部分

倉吉市八屋字大通、字高瀬、字新宮及び字稲岡、上余戸字外河原及び字奥小山、広栄町並びに大原字石土手、字下赤池、字郡山、字大開、字鳥居河原及び字橋床

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭

和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

平成八年三月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

住所 鳥取市上町二二五  
氏名 細川 哲

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年三月五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

氏名	細川 哲	名称	株式会社 パール工業
住所	大阪府吹田市南金田二丁目28-14	所	菊池 栄
請	住	請	法人にあってはその代表者

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製 造 業 者 名	検 定 号	有 効 期 間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	スラインクスター7	株式会社 パール工業	5A0401	平成8年3月5 日から3年間

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	大東音響 株式会社			
	住 所	大阪府大阪市浪速区元町一丁目5-7			
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名	検 定 号	有 効 期 間
	規則第6条第2号該当機	カジノマスター	大東音響 株式会社	5A0392	平成8年3月5 日から3年間

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成8年3月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

ア 二級建築士試験

平成8年7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成8年9月29日（日）午前11時30分から午後4時まで

ロ 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成8年7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成8年10月13日（日）午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

二級建築士試験（学科の試験）及び木造建築士試験（学科の試験及び設計製図の試験）

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

二級建築士試験（設計製図の試験）

鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

- (1) 平成8年4月15日(月)から同月19日(金)までの午前10時から午後4時までに鳥取市東町一丁目271社団法人鳥取県建築士会に持参すること。
- (2) 平成8年4月15日(月)及び16日(火)の午前10時から午後4時までに米子市靴町一丁目160鳥取県西部総合事務所第一会議室に持参すること。

4 合格者の発表

平成8年12月12日(木)頃合格者に通知する。なお、「学科の試験」の合格者については、平成8年9月13日(金)頃通知する。

5 その他

- (1) 詳細については、受付申込書及び受付要領を次の場所で平成8年4月8日(月)から配布するので参照すること。
  - 鳥取市東町一丁目271 鳥取県鳥取土木事務所建築課
  - 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉土木事務所建築課
  - 米子市靴町一丁目160 鳥取県米子土木事務所建築課
- (2) 設計製図の試験の課題は、平成8年6月26日(水)頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、試験会場に掲示する。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成8年度（平成8年4月から平成9年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成8年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額2,000円。年額24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者

氏 名



（団体にあっては、名  
称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】